



シリーズ191

高めよう!
人権意識

心のかけ橋

人権推進課
(☎928-1006)

知っていますか?

「登録型本人通知制度」
登録して守ろう 個人情報

今も続く身元調査

近年、戸籍や住民票の写しなどの証明書が不正に取得され、身元調査などに悪用される事件が多発しています。

身元調査とは、特定の人の出身地や家族、親戚関係、経歴などの個人情報や本人の同意なしに調べることです。また、個人の評判まで調査することから、根拠のない噂や誤った情報が広まることもあります。

調査する側の勝手な判断で憲法で保障されている基本的人権（婚姻、就職、思想などの自由）が侵害され、計り知れない不利益を及ぼす恐れがあります。

身元調査が行われる背景には、結婚や就職をするときに、出身地・国籍・障がいの有無・家柄などで相手を判断する依頼者がいるからです。身元調査を依頼したり引き受けたりすることは、差別意識や偏見を助長する行為で、決して許されるものではありません。

戸籍などをめぐる人権侵害事件

2011年11月、司法書士らによる戸籍謄本などの不正取得事件が発生しました。件数は1万件以上に及びます。市内でも不正に取得されていることが判明しています。この事件の逮捕者は裁判で「依頼の8割から9割が結婚相手や浮気の調査依頼」と証言しています。

この背景には、調査や探偵を行う会社などに身元調査が依頼されている実態があります。



登録型本人通知制度とは

この制度は不正取得による個人の権利侵害の防止を目的として、市では2013年2月から実施しています。

事前に登録した人の戸籍や住民票の写しなどを代理人や第三者に交付した場合に、交付した事実を登録者本人に通知する制度です。

差別のない社会をめざして

市では市民との協働によりこの制度を広めています。より多くの人が登録することで不正取得を未然に防止する効果も高まります。まだ登録していない人は登録しましょう。

自分の個人情報を守るための制度を通して人権についてあらためて考え、差別のない社会をつくりましょう。

登録方法などについては市民課まで問い合わせてください。

市民課 (☎928・1058)

人権は 差別をなくす 合言葉

